

1. 計装工事能力評価基準に関する質問

1-1	Q	会社はCCUS事業者登録していますが、CCUS技能者登録をしていません。レベル判定の申請が可能ですか？
	A	能力評価レベル判定には、CCUS事業者登録および技能者登録を完了している方が原則です。
1-2	Q	計装工における能力評価基準でのレベル1から4までの資格について教えてください。
	A	能力評価基準【計装】を参照願います。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001721851.pdf
1-3	Q	計装工の能力評価基準の評価対象職種を教えてください。
	A	能力評価基準【計装】CCUS職種を参照願います。この職種のみが「計装工」としての評価対象職種となります。また、計装工事には複数の許可業種の会社とその職種がありますので、これらの職種に対応するようにしています。下記は、計装工の評価対象職種となります。(CCUS職種を大分類・小分類を記載) 09電工;01電気工、02電気通信工、05電話・インターネット工、06防犯装置工、07放送装置工、15中央監視盤工、16普通作業員(電気工)、17その他電気設備、19計装工(監視制御・計装システム) 36配管工;09計装工(給排水衛生設備)、14計装工(計装配管)、15計装工(監視制御・計装システム) 46ダクト工;04計装工(空調調和設備) 49設備機械工;04計装工
1-4	Q	能力評価基準【計装】のCCUS職種(コード)の意味を教えてください。例.09電工-01電気工
	A	CCUS[登録申請コード表]技能職種一覧に記載している番号となります。詳細はCCUSのHPの[登録申請コード表]に掲載されています。 https://www.ccus.jp/p/document#register
1-5	Q	能力評価基準【計装】における資格等の[]の意味を教えてください。例.登録計装基幹技能者[00044]
	A	CCUS[登録申請コード表]に記載している番号となります。詳細はCCUSのHPに掲載されています。

2. 対象職種・職務、就業履歴に関する質問

2-1	Q	当社では班長という職務しかありません。班長と職長の違いを教えてください。
	A	中小規模の現場や企業の場合は「班長」と呼称される場合も多いので、職務として職長レベルを実務している場合は、職長としての就業年数を記載してください。なお、CCUSでの考え方は、「職長:職長又は職長の直近下位に配置され複数の班を束ねる者」、「班長:職長以外の者であって、複数の班や技能労働者を束ねる者」とされています。(参考)CCUS[職長・班長の立場の考え方] https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/ccus_nouryokuhyouka_tachiba.pdf
2-2	Q	職長や班長としての履歴(経験日数)はどのように判断すればよいですか？
	A	計装工事レベル判定申請においては、就業月数を就業年数に換算とします。(12カ月を1年)なお、CCUSで蓄積された就業日数を用いる場合で就業年数に換算する場合は就業日数215日で1年と換算されます。備考)CCUSの施工体制での現場作業員一覧(作業員名簿)での登録では、職長又は班長での[立場の項目]で登録されると、その技能者の立場として蓄積された就業日数となります。
2-3	Q	CCUS技能者登録以前の過去の就業履歴(経歴証明)について教えてください。
	A	能力評価のレベル判定において、CCUSで客観的に把握できる就業年数、保有資格、及び職長・班長としての経験年数を評価することが原則となっています。なお、就業履歴(年数)の証明は、申請技能者の保有資格や講習等の資格者証又は受講証取得日をCCUS利用前の就業年数として証明することが可能となっています。このことから、計装工事能力評価申請では、申請する入力画面において「保有資格のうち、一番古い取得年月日を入力」(※この日付以降は就業歴と認められます)としています。別添「日計装作成の申請手順書」P.7を参照願います。
2-4	Q	電工職種でレベル4(ゴールドカード)を所持しています。この都度、登録計装基幹技能者講習を受けたので、計装工でのレベル4の判定申請は可能ですか？
	A	計装工事能力評価基準レベル4要件(レベル2~3要件を含む)に満たしていれば判定申請することは可能です。但し、複数の職種の能力評価申請を行った場合でも、有効なカードはレベルの最も高いもの1枚のみとなり。自身の主たる職種が、例えば19計装工(監視制御・計装システム)の場合は、自身の主たる職種でのレベル4所持が望ましいと考えます。なお、レベル4であっても、新たに資格取得した場合は、登録計装基幹技能者[00044]の資格を追加登録願います。

3. レベル判定における保有資格に関する質問

3-1	Q	職長や班長としての履歴(経験日数)は、職長・安全衛生責任者教育修了後からとなりますか？
	A	所属事業者等(実務経歴証明できる方)のレベル判定申請であり、その会社での職長又は班長としての履歴(経験年数)ですので、職長教育修了後でなくても良いです。(但し、レベル3判定申請では職長教育修了が必須となります)
3-2	Q	登録計装士(1級計装士)、登録計装基幹技能者を取得していますが、いきなり、レベル4申請はできますか？
	A	いきなり、レベル4の申請は可能ですが、能力評価レベル判定を受けるためには、下位レベルの保有資格の要件についても満たすことが要件とされています。例えば、レベル4を申請するためには、レベル4に定められた保有資格の条件を満たすと共に、レベル3とレベル2に定められた保有資格や講習・研修等の要件についてもそれぞれ満たしている必要があります。

3-3	Q	能力評価基準「計装」において、レベル3の保有資格として「職長・安全衛生責任者教育[60001, 60011]」との記載があります。これは、60001と60011両方が必要なのでしょうか。それとも、どちらか一方の保有で良いのですか？
	A	60001(職長教育)または、60011(職長・安全衛生責任者教育)のいずれかの資格の保有で問題ありません。同様に、各レベルにおける技能講習、特別教育などの資格で、[*****,*****,*****]と記載されている場合は、その[]内に記載している、いずれかの資格を保有していれば、その資格保有条件に合致していると判断します。資格コード番号はCCUSのHPIに[登録申請コード表]に掲載されています。
3-4	Q	レベル2での判定申請する予定です。レベル2の評価基準に第二種電気工事士[31019]となっています。第二種電気工事士資格はありませんが、第一種電気工事士を取得しています。レベル2での判定申請は可能ですか？
	A	当該資格の上位の資格を保有している場合は申請可能です。例えば、第二種電気工事士[31019]の場合は、第一種電気工事士(試験合格)[31073]又は、第一種電気工事士(免状)[31018]の資格があれば良いです)
3-5	Q	第一種電気工事士免状はありませんが、高圧電気工事技術者試験合格者です。レベル3判定申請可能ですか？
	A	高圧電気工事技術者試験合格のみは、電気工事士としては認められませんので申請はできません。※昭和62年に電気工事士法が改正され、それ以前の高圧電気工事技術者資格は廃止となっています。なお、高圧電気工事技術者試験に合格後、実務経験として認められる電気工事に通算3年以上の実務経験がある場合は、第一種電気工事士免状の交付申請により資格取得となります。

4. レベル判定申請に関する質問

4-1	Q	計装工における能力評価レベル判定申請の手続きについて教えてください。
	A	申請先は(一社)日本機械土木協会です。URLを参照願います。 https://www.jemca.jp/level/levelhyouka_keiso/
4-2	Q	計装工事技能者 能力評価レベル判定申請の手順を教えてください。
	A	計装工業会HPIに「計装工事レベル判定申請手順」を掲載していますので参照願います。
4-3	Q	国交省HPでは、技能者本人での申請と記載されていますが、計装工事も本人でのレベル判定申請ですか。
	A	実務経歴証明できる方(所属事業者等)から申請する必要があるため、会社等に所属している技能者本人が申請することはできませんのでご注意願います。
4-4	Q	外国人でも能力評価レベル判定を申請することは可能ですか？
	A	外国人(在留資格)での制限はありません。レベル判定の条件については能力評価基準【計装】を参照願います。
4-5	Q	取得したレベル判定の有効期限や更新要件(更新申請)はありますか？
	A	取得された評価レベルでの有効期限はありません。なお、評価基準における保有資格等で更新講習の受講等が定められている場合は、適切に更新等を行ってください。(例えば「登録基幹技能者」「電気工事士」などは5年ごとの更新が必要ですので、更新に必要な講習を受講してください。)